資料４

北海道移行期医療支援体制整備事業実施要領

第１　目的

この要領は、北海道移行期医療支援体制整備事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める事項のほか、事業の実施に当たり必要な事項を定める。

第２　移行期医療支援センター（以下「センター」という。）の体制

１　センターの各事業を統括するため、センター長を配置する。

２　センターには移行期医療支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置する。

なおコーディネーターは、以下の要件を満たす者が望ましいが、実施要綱第５に定める役割を果たせる者からセンターが任用する。

（１）看護師、保健師又は社会福祉士の資格を有すること。

（２）小児慢性特定疾病医療及び難病医療の制度や病気に関する知見があること。

（３）小児慢性特定疾病児童等（以下、「児童等」という。）、その家族及び関連医療機関等との連絡調整能力を有すること。

第３　実施方法

センターは、コーディネーターを配置し、道が行う事業（例：北海道難病医療提供体制整備事業、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業等）と適宜連携を図りながら次の業務を行うものとする。

（１）北海道（以下「道」という。）と連携の上、成人期に達した児童等に対応可能な小児期及び成人期の診療科・医療機関に関する情報を把握し、児童等やその家族等が移行期医療に必要な情報を道のホームページ等で公表する。

（２）移行期医療支援について、医師、児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な場合は、相談者に最適な診療科・医療機関を紹介するなど、小児期及び成人期の診療科・医療機関の連携を促進する。

（３）患者の自律（自立）を促進するため、患者自身が病気への理解を深める取組を行うと共に、各診療科等において患者自身が治療方針を決定するための支援を行う。

（４）小児期から成人期への移行が難しい分野及び疾病について、現状の把握に努め、医師等の専門家を交えて改善策を検討する。

（５）（２）の相談内容及や紹介実績及び（４）の検討結果を踏まえ、事業実績報告書を年１回作成することで、道内の移行期医療支援に関する進捗状況を評価し、改善策を検討する。

附　則

この要領は、令和５年（２０２３年）８月１日から施行する。